

1 条例の制定等

- ・ 議員が自らを律するために自ら定めた議提条例
- ・ 前文は、条例制定における決意表明

経 緯

- ① 平成14年3月20日
三重県議会議員の政治倫理に関する決議 可決
- ② 平成18年12月26日
三重県議会議員の政治倫理に関する条例 制定
- ③ 令和4年12月20日
三重県議会議員の政治倫理に関する条例 一部改正

【主な改正内容】

- (1) 政治倫理規準に新たに「人権侵害行為」を追加
- (2) 政治倫理審査会による勧告として、新たに「全員協議会における陳謝」及び「出席若しくは参加の自粛」を追加
- (3) 原則非公開とされていた政治倫理審査会を公開に変更

<前 文>

議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の揺るぎない信頼があって初めて成し遂げられるものである。

そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。

我々議員は、県民の厳粛な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。

ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準等を定める政治倫理に関する条例を制定する。

2 責務及び政治倫理規準 I

- ・「責務」及び「政治倫理規準」は議会内外における行為規範

責 務

- ・県民全体の利益のために、常に高い倫理意識を持って、自らを律して行動
- ・政治倫理に反するとして批判を受けたときは、自ら責任をもって事実を解明

常に時代の要請を捉え続けるよう努力が必要

3 責務及び政治倫理規準Ⅱ

「人権侵害行為」の定義は、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を参照（注）

政治倫理規準で禁止される行為

① 議員の品位と名誉を損なう行為

法令違反、②～⑦、県民の信頼を損なう行為

② 人権侵害行為 人権侵害行為を行うことの扇動 人権侵害行為を助長する行為

③ 権限の濫用等により自己等の利益を図ること

④ 自己等の利益を目的として、国・自治体の契約等に関し、特定の者が有利になるような働きかけ

⑤ 公正を疑われるような金品の授受

⑥ 道義的批判を受けるような政治活動に関する寄付を受けること等

⑦ 権限等を利用して公務員等の公正な職務を妨げること等

（注）「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（抜粋）

○人権侵害行為の定義（第2条第3号）

不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む）

○基本理念（第3条第4号）

人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること

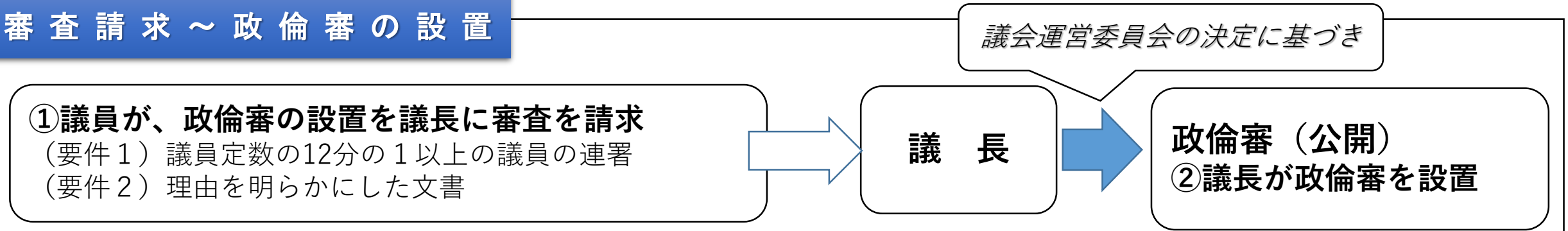
○議員等の役割（第9条）

基本理念にのっとり、高い人権意識を持ち、この条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすものとする。

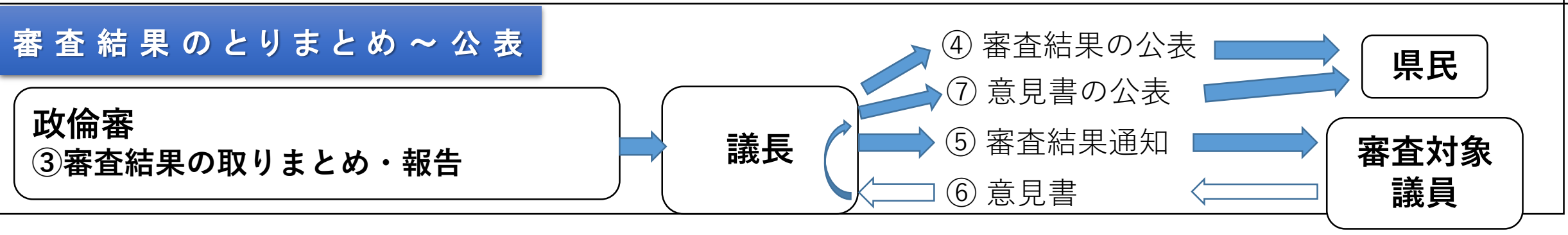
4 政治倫理規準に反する疑いが生じたときの対応等

- ・所定の手続きを経て、政治倫理審査会（以下「政倫審」）で審査等

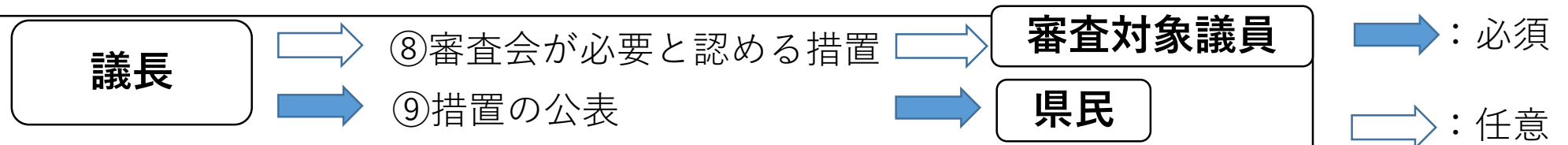
審査請求～政倫審の設置



審査結果のとりまとめ～公表



措置等



まとめ

- 県民の負託を受けた我々議員には、高い倫理観と深い見識が不可欠
- 自ら定めた本条例を遵守することで県民から信頼され、県政に県民の声を反映させた議会活動を行い、県政の発展に貢献